

健康・医療・介護情報利活用検討会
健診等情報利活用ワーキンググループ

民間利活用作業班（第16回）

令和7年2月3日

Microsoft Teams/Webex

■出席者＊敬称略

（構成員名（五十音順））

いの うえ	ひろ ゆき	一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会
井上	裕之	保健福祉システム部会 健康支援システム委員会 委員長
いわ み	たく	一般社団法人 PHR普及推進協議会 代表理事
石見	拓	
おち あい	たか ふみ	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
落合	孝文	
おの であ	てつ お	公益社団法人 日本歯科医師会 常務理事
小野寺	哲夫	
かづ ま	ひろ ゆき	PHRサービス事業協会 戦略アドバイザー・産業戦略WGリーダー
鹿妻	洋之	
きた おか	ゆう き	社会医療法人 岡本病院財団 理事
北岡	有喜	京都岡本記念病院 副院長
くろ せ	いわお	公益社団法人 日本医師会 常任理事
黒瀬	巖	
たか やなぎ	だい すけ	独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター長
高柳	大輔	
かん の	かず や	(独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター
(菅野	和弥)	リスクマネジメント部 部長)
た な か	ち ひろ	公益社団法人 日本薬剤師会 常務理事
田中	千尋	
つめ なが	み な こ	健康長寿産業連合会 WG2 座長
爪長	美菜子	
あき やま	けん じ ろう	(健康長寿産業連合会 WG2 事務局)
(秋山	賢二郎)	
みつ ぎ	もと ひろ	一般社団法人電子情報技術産業協会
光城	元博	ヘルスケア IT 研究会 主査
もろ おか	あゆみ	公益社団法人 日本栄養士会 理事
諸岡	歩	
やま もと	りゅういち	一般財団法人 医療情報システム開発センター 理事長【主査】
山本	隆一	

(事務局)

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室

厚生労働省 健康・生活衛生局 健康課

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

株式会社 NTT データ経営研究所

■議事内容

(事務局より資料3・4・5の説明)

資料3 第14回民間利活用作業班での検討課題に対する主なご意見について

資料4 PHRサービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針(案)

資料5 PHRサービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針に関するQ&A
(案)

○ 資料説明ありがとうございました。ただ今の説明に関して、ご質問、ご意見等があればお願いします。

○ 基本的に反映に異論はありませんが、資料のAppendix<1/3>にある「全体的な考え方」について、ここは方向性としてとても大事だと思います。医療情報が加わるだけではなくてライフログ、日常的な情報が次々と増えてきます。そちらの立場でも健診等情報だと逆に医療寄りだと感じます。考え方の方向性として診療情報が含まれてくることに加えて、ライフログなどの情報も含まれてきます。そこで健診等情報という言葉はどうしていくのかについて、考える視点があったほうが良いと思いました。今回変えてほしいということではありません。方向性としてそういう意見もあったと残しておいていただけるとありがたいです。

○ ありがとうございます。承知しました。他にどうですか。

○ 先ほどのご意見に賛成です。同じことを述べようと思っていました。これからライフログが次々と増えてくることは、さまざまなウェアラブルデバイスも含めて見えている話なので、そこをしっかりと押さえていただきたいです。

○ 他にどうですか。お願いします。

○ ウェアラブルについて中身に含まれることは当然理解しています。本指針の定義の中に自ら計測したもので医療機関にデジタルを用いて渡す場合という制約もかけてあり、その部分が抜け落ちてしまうと全てが対象という誤解を招きかねないので、そこだけ注記してもらえると幸いです。

○ 指針の対象という意味ですか。

○ 指針の対象とする情報の定義で、ウェアラブルは入るけれども、渡し方や使い方によって外れるものがあることを理解されないと困るという趣旨の発言です。

○ よく分かりました。他にありますか。後で何かあれば言ってもらっても結構です。二つ目の議題です。民間PHR事業者による健診等情報の取り扱いに関する基本的指針および民間PHR事業者における健診等情報の取り扱いに関する基本的指針に関するQ&Aの改定案について事務局より説明をお願いします。

○【事務局】 資料4及び資料5の説明

○ 質疑に移ります。前回の議論を踏まえた改正点の説明をしてもらいました。ご意見、ご質問があればお願いします。

○ Q 1-4 の改定について説明してもらいましたが、関連してQ 1-15では、医療情報を取り扱う場合は、参照ガイドラインを遵守しなければならないと書いてあるように読めます。先ほどQ 1-4 で説明してもらったように、システムを通じてデータ連携を行う場合と、限定しておいたほうが良いと思います。医療機関等からシステムを通じて、直接に情報を入手する場合は、参照ガイドラインを守るべきであるとしなければ、直接つながってなくても医療情報を取り扱うと、全てで参照ガイドラインを守らなければならないと読めちゃうと思いました。

○ 事務局、コメントはありますか。

○【事務局】 そちらについてはQ 1-14に書かせていただいています。まずはそちらを参照いただくと考えています。他方Q 1-15は遵守すべき法令・ガイドライン等として実際にどういうものを確認すればいいのかを羅列しています。ご指摘頂いた点については、内容的にはQ 1-14を見ていただく形で、現在整理しています。

○ Q 1-14についても、医療機関等から医療情報を受領する場合で、システムを通じて受領する場合にしたかどうかということで、医療機関等から患者さんに説明したものを患者さんが伝えた場合は対象にならないというご意見でよろしいでしょうか。

○ はい。ここは懸念があります。医療情報を取り扱うと、全てで厳しいガイドラインを守らなければならないと感じてしまっている事業者が多いと思うので、しつこいぐらいに、直接にシステム連携をしている場合と言ったほうが丁寧だと思いました。

○【事務局】 分かりました。追記させていただきます。

○ 関連してQ 1-4 の質問文についてです。あらためて見ると「医療機関等からシステムを通じて、直接情報を入手する場合には」で、最後の「本指針の対象となりますか」というQ でよかったですか。Aの説明では「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」も守らなければならないことが、回答の趣旨になっています。本指針の対象なのは当たり前で、安全管理ガイドラインのほうを守らなければならないことが、Qの趣旨なのかと思いました。QとAが少しずれていると思いました。本指針の対象ですかと聞いておきながら、安全管理ガイドラインの遵守も求められます。回答としては、そこを伝えたいと思いました。

○ 本指針以外に遵守すべき点がありますかという質問にしたほうがいいです。ありがとうございます。事務局は確認してください。他にいかがですか。よろしいですか。後で聞いてもらっても結構です。三つ目の議題です。PHRサービス提供者による健診等情報の取り扱いに関する基本的指針に係るチェックシートの改定案について事務局から説明をお願いします。

○【事務局】 資料6に基づいて説明

○ ただ今の説明に関して、ご質問やご意見があればお願いします。

○ シートの頭にある組織名や担当のところで、一つの組織が一つのサービスということは少なく、さまざまなバリエーションのあるサービスを提供されると思います。これをこの1枚で対応するのか、サービス単位ごとに作ったほうがいいのか、事業者は分かりにくいと思います。この辺りをどう考えているのかを教えてください。

○ ありがとうございます。あくまでもこれを記載する組織単位です。複数組織が全体として一つのサービスを提供する場合もあると思います。全てで相談して書くとなると、大変なことになってなかなか進まないと思います。あくまでも主体的に書ける組織に書いてもらうということで、組織名が入っていると思います。そういう理解でいいですか。

○ 【事務局】 はい。そうです。

○ 複数の事業者が一つのサービスを形成することは当然ありますが、その組織でチェックしていただくという作りだと思います。いかがですか。

○ ありがとうございます。そのパターンもあれば、逆にマーケットごとに違うサービスを提供する1事業者もいます。作成してチェックするときに、どの単位で作ればいいのかについては、簡単な参考メモ程度はこのシートまたはQ&Aに付けてはいかがかと考えました。

○ 確かに複数のサービスの場合、サービスごとに作らなければいけません。

○ はい。ただ、それをするとき限がなくなる可能性があります。非常に悩ましい部分です。

○ 限がなくなるとは、どういう意味ですか。

○ サービスを進めていく場合に、例えば自治体向けや店舗向けという形でカテゴリーごとではいいですが、1サービスごとに1つではありません。バリエーションが増えたときにどうするかという意味で懸念しました。

○ PHRですので、利用者とサービス単位で契約しているので、契約単位だと思います。

○ 契約に関しては、複数の事業者が連携して契約するときもあれば、1事業者で完結する場合もあります。

○ それはそうですね。事業者ごとにチェックしていただくことでいいと思います。その辺りは誤解のないようにしますが、どこに付け加えるかです。誤解のないように、Q&A等に付け加えることを検討してもらいます。他にありますか。それでは全体として、先ほど言う機会がなかった、気が付いたなどなんでも結構です。作業班としての会議は今回で最後なのでお願いします。

○ よろしいですか。本日いただいたご意見を基に修正します。修正に関しては、主査一任いただくということでよろしいですか。

○ (一同承認)

○ それでは、そのようにさせていただきます。これで今回の議論は終了となります。

—— 了 ——